

# さいたま市契約公報

## 第3号

令和8年2月16日発行

発行所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市役所

(財政局契約管理部契約課)

### 目次

#### 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（3件）

- さいたま市立指扇小学校複合施設（校舎棟）建設・  
北校舎（21棟）改修（建築）工事…………… 2
- 令和8年度さいたま市電気自動車賃貸借…………… 8
- さいたま市クリーンセンター大崎で使用する電気…………… 12

#### 特定調達契約の落札者等の公示

- ・さいたま市立病院輸液ポンプほか賃貸借…………… 16
- ・公金納付のデジタル化対応に伴うさいたま市財務会計システム改修業務… 17
- ・さいたま市期日前・不在者投票及び当日投票受付システム  
運用支援業務（衆議）…………… 17

#### 特定調達契約の競争入札参加資格の公示（2件）

- 令和8年度特定調達契約に係る  
競争入札に参加する者に必要な資格及びその申請方法等（建設工事等）… 17
- 令和8年度特定調達契約に係る  
競争入札に参加する者に必要な資格及びその申請方法等（物品等）… 24

#### 競争入札参加資格審査に関する告示（1件）

- 令和7・8年度競争入札の参加資格に関する追加受付の審査結果…………… 30

#### 一般競争入札の告示（16件）

- 同報系防災行政無線設備保守点検業務…………… 30
- さいたま市保健所・健康科学研究センター総合設備管理業務…………… 33
- さいたま市生活困窮者等家計改善支援業務…………… 37
- さいたま市生活保護等就労支援業務…………… 40
- さいたま市保育コンシェルジュ要員派遣業務…………… 44
- さいたま市産業振興会館清掃等業務…………… 46
- さいたま市見沼グリーンセンター管理清掃業務…………… 50
- 軽乗用ハイブリッド自動車賃貸借（令和8年度導入）…………… 54
- さいたま市中央区役所空調設備等保守管理業務…………… 58
- さいたま市中央区役所駐車場管理業務…………… 61
- さいたま市浦和区役所保健センター設備管理業務…………… 64
- さいたま市立小・中・特別支援学校固定電話通信サービス契約…………… 68
- 西・北区内学校給食用廃油売却（単価契約）…………… 71
  - 大宮・見沼区内学校給食用廃油売却（単価契約）…………… 71
  - 中央・桜区内学校給食用廃油売却（単価契約）…………… 71

浦和・南区内学校給食用廃油売却（単価契約）	7 1
緑・岩槻区内学校給食用廃油売却（単価契約）	7 1
○館岩少年自然の家浄化槽維持管理業務	7 4
○さいたま市政務活動費の使途に関する調査業務	7 7
○さいたま市議会だより配布業務	8 1

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

### さいたま市公告（調達）第 2 6 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、さいたま市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 1 5 年さいたま市規則第 1 3 2 号）第 5 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 2 月 1 6 日

さいたま市長 清 水 勇 人

#### 1 競争入札に付する事項

(1) 契約整理番号

0 7 - 5 2 0 8 - 3 9

(2) 工事名

さいたま市立指扇小学校複合施設（校舎棟）建設・北校舎（2 1 棟）改修（建築）工事

(3) 工事場所

さいたま市西区西大宮 1 - 4 9 - 6

(4) 工事期間

議会の議決を得たる日から令和 1 0 年 8 月 1 0 日まで

(5) 工事概要

新築工事 延べ面積約 8, 7 0 0 m<sup>2</sup> RC 造 地上 4 階建て

(6) 予定価格

5, 6 8 3, 7 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(7) 調査基準価格

設定する（失格基準なし）。

(8) 本工事は、建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 6 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

(9) 本工事は、「さいたま市営繕工事における週休 2 日促進工事（完全週休 2 日（土日）I 型）」の対象案件である。

(10) 本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」である。

(11) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は「さいたま市営繕工事における入札時積算数量書活用方式試行要領」を参照すること。

#### 2 入札参加資格

本工事の入札に参加できるのは、次の(1)から(11)までの要件を満たす構成員により結成された 2 者

又は3者による特定共同企業体とし、その結成方法は、(12)によるものとする。

(1) 令和8年度さいたま市の特定調達契約に係る建設工事の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種「建築工事業」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「名簿」という。）に同業種で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該業種について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和8年3月3日（火）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から開札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札参加資格の確認申請の日から開札日までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、名簿に登載されている者に限る。

(5) 本入札の公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）による健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）による雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入している者であること。ただし、社会保険等の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

(6) 入札参加資格の確認申請の日において、建築一式工事に係る建設業法による特定建設業の許可を受けている者であること。

(7) 本入札の公告日から令和8年4月16日（木）までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。

(8) 本入札の公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

(9) 代表構成員となる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

ア 入札参加資格の確認申請の日において、有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における総合評定値が、建築一式工事について1,000点以上であること。ただし、2(4)の手続開始の決定がされた者は、手続開始決定日以降の審査基準日のものとする。

イ 本公告日において、平成27年度以降に、1棟の延べ面積4,000㎡以上で、地上4階建

て以上の建物の新築、増築又は改築工事（ただし、増築又は改築工事にあたっては、当該増築又は改築部分について延べ面積4,000㎡以上であること。）を、元請として完成させた実績があること（ただし、共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

ウ 次の要件を満たす監理技術者を専任で施工現場に配置することができること。

(7) 建設業法における建築工事に係る監理技術者資格者証を有する者かつ監理技術者講習を受けている者であること。

(イ) 入札参加資格の確認申請の日以前に恒常的に3か月以上の雇用関係にある者であること。

(10) 代表構成員以外の構成員となる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

ア 入札参加資格の確認申請の日において、有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における総合評定値が、建築一式工事について900点以上であること。ただし、2(4)の手続開始の決定がされた者は、手続開始決定日以降の審査基準日のものとする。

イ 次の条件を満たす主任技術者を専任で施工現場に配置することができること。

(7) 建設業法における建築工事に係る主任技術者の資格を有している者であること。

(イ) 入札参加資格の確認申請の日以前に恒常的に3か月以上の雇用関係にある者であること。

(11) 官公需適格組合については、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合数値を、令和7年さいたま市告示第486号の3(1)に定める算出方法の特例により算出した客観点数に読み替えて算定できるものとする。

(12) 特定共同企業体の結成方法

ア 2者又は3者による自主結成とする。

イ 構成員の出資比率は、2者による特定共同企業体の場合は30%以上、3者による特定共同企業体の場合は20%以上とし、代表構成員の出資比率は、構成員中最大とする。

ウ 事業協同組合とその組合員は、同一の特定共同企業体の構成員として本工事の入札に参加することはできない。

エ 1者が複数の特定共同企業体の構成員として本工事の入札に参加することはできない。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札コアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書の交付等

さいたま市ホームページ及び入札情報公開システムに掲載する。

5 入札参加資格の確認

本入札に参加を希望する者は、次により、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。ただし、明らかに入札参加資格がないと認められるときは、書類を受理しない。また、受理した書類等の返却は行わない。

(1) 提出書類

入札説明書に記載のとおりとする。

また、電子入札システムを利用できない場合は、紙入札方式参加申請書とともに書面により提出すること。

(2) 提出先

さいたま市浦和区常盤 6-4-4   さいたま市財政局契約管理部契約課  
担当 工事契約第1係   電話 048(829)1180

(3) 提出期間

令和8年2月26日(木)から令和8年3月17日(火)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から午後4時まで)

(4) 提出部数

1部

6 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより通知する。なお、電子入札システムにより通知できない者については、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

5(2)に同じ

(2) 交付日時

令和8年3月23日(月)午前9時から午後4時まで

(3) その他

入札参加資格がない旨の確認通知には、その理由を示す。また、通知を受けた者は、その理由について、令和8年3月23日(月)から令和8年3月25日(水)(午前9時から午後5時まで)までに5(2)に対し、書面又は口頭で説明を求めることができる。この場合、説明を求めた者に対し、令和8年3月30日(月)午後5時までに書面又は口頭により回答する。

7 入札書の提出方法

入札書の提出方法は次のとおりとする。なお、変更する場合は、別途通知する。

(1) 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

(2) 提出期間

令和8年4月14日(火)午前9時から令和8年4月16日(木)午後5時まで(持参の場合は、休日を除く午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。)

(3) 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588   さいたま市浦和区常盤 6-4-4   さいたま市財政局契約管理部契約課  
工事契約第1係

8 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年4月17日(金)午後1時30分

(2) 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4   さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

9 落札者の決定方法

さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の範囲内をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とすることがある。

#### 10 入札保証金

免除する。

#### 11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- (3) 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- (4) 不備のある入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (5) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (6) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書類を提出した者がした入札
- (7) 予定価格を超えた金額による入札
- (8) 郵送又は持参による入札の場合において、次に掲げる入札をした者がした入札
  - ア 入札者の押印のない入札書による入札
  - イ 金額を訂正した入札書による入札
  - ウ 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書による入札
  - エ 押印された印影が明らかでない入札書による入札
  - オ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
  - カ 代理人で委任状を提出しない者がした入札
  - キ 他人の代理を兼ねた者がした入札
  - ク 2以上の入札書を提出した者がした入札又は2者以上の代理をした者がした入札
  - ケ 入札書が指定の日時までに指定の場所に到着しなかった者の入札
- (9) その他公告に示す事項に反した者がした入札

#### 12 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）を納付又は次に掲げる有価証券等を担保として提出しなければならない。
  - ア 政府の保証のある債券
  - イ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し、又は支払い保証した小切手
  - ウ 銀行等の保証証書
  - エ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証証書
- (2) 次に掲げる者は、契約保証金の納付について免除する。
  - ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した

者

イ 委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結し、その履行保証証券を提出した者

- (3) 契約保証金は、契約の履行後、受注者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、受注者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、還付しない。

### 1.3 支払条件

#### (1) 前金払

当該会計年度における支払限度額の10分の4以内とする。この場合において、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

#### (2) 中間前金払

契約締結時に中間前金払を選択することができる。中間前金払を選択したときの中間前払金の額は、当該会計年度における支払限度額の10分の2以内とする。この場合において、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

#### (3) 部分払

3か月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度とする。ただし、中間前金払を選択した場合においては、当該会計年度末に部分払を請求する場合を除き、部分払を請求することはできない。

### 1.4 その他

- (1) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書類の配布、申請方法、受付場所及び受付期間

#### ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書類の配布

さいたま市ホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

#### イ 申請方法

さいたま市電子申請・届出サービスを利用した電子申請とする。

#### ウ 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

#### エ 受付期間

公告の日から令和8年3月3日(火)まで

- (2) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部契約課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (3) 落札者は、5により確認を受けた配置予定の技術者を当該工事に専任で配置すること。

- (4) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

- (5) 開札は、一般に公開するものとする。ただし、傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。

- (6) 議決の要否

要

さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取りかわし、議会の議決後に本契約を締結する。

(7) 契約書作成の要否

要

契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。

(8) 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(9) 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、さいたま市財政局契約管理部契約課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

1.5 担当課

(1) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048(829)1180   FAX 048(829)1986

(2) 工事を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市建設局建築部教育施設建築課

電話 048(829)1527   FAX 048(829)1982

1.6 Summary

(1) Contract for tender:

School facility complex (school building) construction and North Building (building 21) repairs (construction) for Saitama Municipal Sashiogi Elementary School

(2) Date and time of tender:

From April 14, 2026, 9:00 a.m. to April 16, 2026, 5:00 p.m.

(3) Date and time of bid opening:

April 17, 2026, 1:30 p.m.

(4) Contact point for the notice:

Contract Division, Contract Management Department, Finance Bureau

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1180

**さいたま市公告（調達）第27号**

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和8年2月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和8年度さいたま市電気自動車賃貸借

- (2) 借入場所  
仕様書のとおり
- (3) 数量・特質等
  - ア 数量 35台
  - イ 特質等 仕様書のとおり
- (4) 借入期間  
各車60か月（各車の借入始期は仕様書のとおり）

## 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和8年度さいたま市の特定調達契約に係る物品等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「賃貸」、営業品目（大分類）「車輛・船舶・バイク・自動車」内の営業品目（小分類）「電気自動車」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に同営業品目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業品目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和8年2月24日（火）までに資格審査の申請を行うこと。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の公告日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

## 3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

## 4 入札説明書の交付

埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

- (1) 交付期間  
公告の日から令和8年3月11日（水）まで

- (2) 交付費用  
無償
- 5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出  
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類及び提出方法  
入札説明書の記載のとおりとする。
- (2) 受付期間  
公告の日から令和8年3月11日（水）午後5時15分まで
- 6 競争入札参加資格確認結果通知書の交付  
入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより通知する。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。
- (1) 交付場所  
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局環境共生部ゼロカーボン推進戦略課  
担当 エネルギー推進係 電話 048（829）1315
- (2) 交付日時  
令和8年3月24日（火）午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) その他  
郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 7 入札手続等
- (1) 入札方法  
単価（月額）で行う。入札金額は各車両1月当たりの賃借料の合計額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の提出方法及び提出期間
- ア 提出方法  
原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。
- イ 提出期間  
令和8年4月1日（水）から令和8年4月14日（火）午後5時15分まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、4月10日（金）までの必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局環境共生部ゼロ  
カーボン推進戦課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年4月15日(水) 午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局環境共生部ゼロカーボン推進戦略課

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13  
年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範  
囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得(平成15年さいたま市制定)第15条に  
該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課(問い合わせ先)

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市環境局環境共生部ゼロカーボン推進戦略課  
電話 048(829)1315 FAX 048(829)1991

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定  
に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書類の配布、申請方法、  
受付場所及び受付期間

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書類の配布

さいたま市ホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請方法

さいたま市電子申請・届出サービスを利用した電子申請とする。

ウ 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

エ 受付期間

公告の日から令和8年2月24日(火)まで

- (3) 契約条項等は、さいたま市環境局環境共生部ゼロカーボン推進戦略課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

- (1) Lease contract for tender:

Electric vehicles for FY 2026

- (2) Date and time of tender:

From April 1, 2026, 8:30 a.m. to April 14, 2026, 5:15 p.m.

- (3) Date and time of bid tender:

April 15, 2026, 2:00 p.m.

- (3) Contact point for the notice:

Carbon Neutral Promotion Strategy Division, Department of Environmental Management,  
Bureau of Environment, Saitama City

6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan

Tel: 048-829-1315

## さいたま市公告(調達)第28号

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和8年2月16日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量

さいたま市クリーンセンター大崎で使用する電気 1, 736, 000キロワット時

- (2) 需要場所

さいたま市緑区大崎317 さいたま市クリーンセンター大崎

- (3) 業務概要

入札説明書のとおり

- (4) 需給期間

令和8年6月1日から令和9年5月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 令和8年度さいたま市の特定調達契約に係る物品等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「販売」、営業品目(大分類)「燃料類」内の営業品目(小分類)「電力」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(物品等)(以下「名簿」という。)に同営業品目で登載されている者について

ては、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業品目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和8年2月27日（金）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 電気の供給を受ける契約に係る環境配慮契約に関する審査により入札参加資格を有すると認められた者であること。なお、「令和7年度さいたま市電力の調達に係る環境配慮契約実施要項に基づく通知書」により参加が既に認められている者については、この審査を受けたものとみなす。当該審査を受けていない者は、さいたま市環境局環境共生部ゼロカーボン推進戦略課に所定の様式により、令和8年2月27日（金）までに資格審査の申請を行うこと。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(4) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(5) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(7) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）施行後の電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者、電気事業法附則第2条第1項により同法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者又は小売電気事業者の電力を媒介、代理、取次をする者であること。

(8) 1(2)の需要場所に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

ア さいたま市緑区大崎317 さいたま市環境局施設部クリーンセンター大崎  
担当 施設係 電話 048(878)0989

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/002/p116042.html>

#### (2) 交付期間

公告の日から令和8年3月9日（月）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

#### (3) 交付費用

無償

#### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

##### (1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

##### (2) 受付期間

3(2)に同じ

##### (3) 受付場所

3(1)アに同じ

##### (4) 提出方法

持参又は郵送

##### (5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

###### ア 受領期限

令和8年3月9日（月）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

###### イ 送付先

〒336-0974 さいたま市緑区大崎317 さいたま市環境局施設部クリーンセンター大崎

#### 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

##### (1) 交付場所

3(1)アに同じ

##### (2) 交付日時

令和8年3月19日（木）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

##### (3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に140円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

#### 6 入札手続等

##### (1) 入札方法

総額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

###### ア 受領期限

令和8年3月30日（月）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和8年4月2日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市緑区大崎317 クリーンセンター大崎管理棟2階会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年4月2日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得（平成15年さいたま市制定）第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大崎317 さいたま市環境局施設部グリーンセンター大崎  
電話 048(878)0989 FAX 048(878)0959

7 契約手続等

(1) 契約保証金

落札価格の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書類の配布、申請方法、受付場所及び受付期間

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書類の配布

さいたま市ホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請方法

さいたま市電子申請・届出サービスを利用した電子申請とする。

ウ 受付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

エ 受付時間

公告の日から令和8年2月27日(金)まで

- (3) 契約条項等は、さいたま市環境局施設部クリーンセンター大崎及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Contract for tender:

Supply of electricity to Saitama City's Clean Center Osaki—1,736,000 Kilowatt-hours

- (2) Date and time of tender:

April 2, 2026, 10:00 a.m.

- (3) Contact point for the notice:

Clean Center Osaki, Department of Facilities Management, Bureau of Environment, Saitama City 317 Osaki, Midori Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 336-0974, Japan

Tel: 048-878-0989

○特定調達契約の落札者等の公示

**さいたま市公告（調達）第29号**

次のとおり落札者等について公示します。

令和8年2月16日

さいたま市長 清水 勇 人

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①29-1 ②さいたま市立病院輸液ポンプほか賃貸借 一式 ③さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課 さいたま市緑区大字三室2460 ④令和8年1月7日 ⑤株式会社日医リース 代表取締役 野崎進 東京都品川区西五反田一丁目3番8号 ⑥3,066,404円

(月額) ⑦一般競争入札 ⑧令和7年11月17日さいたま市公告(調達)第106号

①29-2 ②公金納付のデジタル化対応に伴うさいたま市財務会計システム改修業務 一式 ③さいたま市出納室出納課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和8年1月7日 ⑤株式会社日立製作所北関東支店 支店長 井戸川誠一 さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地16 ⑥40,920,000円 ⑦随意契約 ⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号該当

①29-3 ②さいたま市期日前・不在者投票及び当日投票受付システム運用支援業務(衆議) 一式 ③さいたま市選挙管理委員会事務局選挙課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和8年1月20日 ⑤株式会社ムサシ北関東支店 支店長 湯浅伸弘 さいたま市大宮区土手町1-2 ⑥65,182,700円 ⑦随意契約 ⑨地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

○特定調達契約の競争入札参加資格の公示

さいたま市公告(調達)第30号

さいたま市水道局公告(調達)第6号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和8年4月1日から令和9年3月31日の間において、さいたま市及びさいたま市水道局が発注する建設工事の請負(以下「建設工事」という。)、設計、調査及び測量の業務(以下「設計・調査・測量」という。)並びに道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務(以下「土木施設維持管理」という。)の特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格及びその申請方法を定めたので、さいたま市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成15年さいたま市規則第132号)第3条及びさいたま市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成15年水道部企業管理規程第23号)第3条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年2月16日

さいたま市長 清水 勇 人  
さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

## 1 資格審査の申請区分

### (1) 建設工事

さいたま市の特定調達契約に係る競争入札の参加資格に関する審査(以下「資格審査」という。)は、次表に掲げる建設業の種類(以下「業種」という。)ごとに行う。

土木工事業	建築工事業	大工工事業
左官工事業	とび・土工工事業	石工事業
屋根工事業	電気工事業	管工事業
タイル・れんが・ブロック工事業	鋼構造物工事業	鉄筋工事業

舗装工事業	しゅんせつ工事業	板金工事業
ガラス工事業	塗装工事業	防水工事業
内装仕上工事業	機械器具設置工事業	熱絶縁工事業
電気通信工事業	造園工事業	さく井工事業
建具工事業	水道施設工事業	消防施設工事業
清掃施設工事業	解体工事業	

(2) 設計・調査・測量

資格審査は、次表に掲げる業務ごとに行う。

測量	建築関連コンサルタント	地質調査
補償コンサルタント	建設コンサルタント	その他

(3) 土木施設維持管理

2 競争入札に参加することができる者

令和8年度競争入札に参加することができる者は、資格審査を受け、特定調達契約に係る競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。なお、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に登載されている者については、資格審査を受け、資格者名簿に登載された者とみなす。

3 競争入札に参加することができない者

(1) 資格者名簿に登載された者（以下「名簿登載者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札に参加することができない。

ア 施行令第167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、さいたま市の競争入札に参加させないこととされた者

ウ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、その事業活動を支配している場合、その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、さいたま市長及びさいたま市水道事業管理者（以下「市長等」という。）が不適格であると認める者

(2) 建設工事において、名簿登載者が、資格者名簿に登載された業種について次の各号のいずれかに該当するときは、当該業種に係る競争入札に参加することができない。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可（以下「建設業許可」という。）を受けていないとき。

イ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていないとき。

(3) 測量業務について、名簿登載者が、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録（以下「測量業者登録」という。）を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができない。

(4) 建築関連コンサルタント業務について、名簿登載者が、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録（以下「建築士事務所登録」という。）を受けていないときは、

当該業務に係る競争入札に参加することができない。

- (5) 建設工事及び土木施設維持管理について、名簿登載者が、次のいずれかの届出を行っていないとき（当該届出の義務がない者を除く。）は、競争入札に参加することができない。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

#### 4 資格審査を受けることができない者

- (1) 3の競争入札に参加することができない者として定められた要件のいずれかに該当する者
- (2) 11(1)エ、オ又は(2)イに該当する者として抹消され、当該抹消の日から2年を経過しない者
- (3) 国税（消費税及び地方消費税並びに法人にあっては法人税、個人事業主にあっては申告所得税及び復興特別所得税）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者
- (4) 地方税（法人にあっては法人市民税、個人事業主にあっては個人市民税。ただし、さいたま市内に営業所を有する場合等に限る。）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者
- (5) 経常建設共同企業体（経常JV）として資格審査を受けようとする者
- (6) 令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に登載されている資格について、資格審査を受けようとする者

#### 5 資格審査の申請方法等

##### (1) 申請方法

ア 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として、電子情報処理組織（市長等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して資格審査の申請（以下「電子申請」という。）をするものとする。

イ 申請者は、1に掲げる申請区分に応じて、別表に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を添えて、市長等に電子申請するものとする。ただし、申請者が外国で事業を営む者である場合には、提出書類のうち、提出が著しく困難であると市長等が認めるものについて、市長等が指定する書類をもってこれに代えること又は提出を省略することができる。

ウ 電子申請に使用できる漢字は、JIS第一水準及び第二水準とする。申請内容（人名及び法人名を含む。）においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は片仮名に置き換えるものとする。

エ 営業所に代理人を置く場合は、代理人が資格審査の申請を行うものとする。

##### (2) 申請書類等の取得方法

申請者に対し、次のとおり資格審査に関する申請書類（以下「申請書類」という。）等を配布する。

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

##### (3) 資格審査の申請受付

###### ア 受付期間

本公告日から令和9年3月31日まで

## イ 受付方法

さいたま市電子申請・届出サービスを利用した電子申請とする。

## ウ 提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市財政局契約管理部契約課

## (4) 資格審査の申請に使用する言語等

ア 申請は、日本語で記載すること。

イ 提出書類等のうち、外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。

ウ 提出書類等のうち、外国貨幣で表示してあるものは、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算したものを付記又は作成すること。

## 6 資格審査基準日

### (1) 建設工事

申請時において有効な経営事項審査の審査基準日（複数ある場合は審査基準日が直近のもの）を審査基準日とする。ただし、各提出書類について、別に定める基準日がある場合はこれに従うものとする。

### (2) 設計・調査・測量、土木施設維持管理

申請日直近の決算日（決算手続きが終了している日付のもの）を審査基準日とする。ただし、各提出書類について、別に定める基準日がある場合はこれに従うものとする。

## 7 代理人

(1) 申請者又は名簿登載者は、委任状を市長等に提出することにより、代理人を置くことができる。

(2) 建設工事に係る代理人は、業種ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業種につき1人とし、当該業種について建設業許可を受けている営業所でなければならない。

(3) 設計・調査・測量に係る代理人は、業務ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業務につき1人とする。

なお、測量業務については、測量業者登録を受けている営業所でなければならない。

また、建築関連コンサルタント業務については、建築士事務所登録を受けている営業所でなければならない。

## 8 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

### (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格認定の日から令和9年3月31日まで

### (2) 有効期間の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者に係る更新手続等については、その年度ごとに公示するので当該公示に基づき申請すること。

## 9 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格の審査結果については、さいたま市電子申請・届出サービスにより通知する。

## 10 変更等の届出

(1) 名簿登載者は、申請内容について変更が生じたときは、直ちにその事実を証明する書類を添えて市長等に届け出るものとする。

(2) 名簿登載者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて市長等に届け出るものとする。

ア 3(1)アに該当する者となったとき。

イ 法人が解散又は個人事業主が死亡したとき。

ウ 営業停止命令を受けたとき。

エ 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。

オ 金融機関に取引を停止されたとき。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てを行ったとき、更生手続開始の決定があったとき及び更生計画の認可がなされたとき。

キ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があったとき及び再生計画の認可がなされたとき。

#### 1.1 資格者名簿からの抹消

(1) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消するものとする。

ア 3(1)に該当する者となったとき。

イ 法人の解散又は個人事業主の死亡を確認してから90日を経過したとき。

ウ 金融機関に取引を停止されたとき。

エ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反して公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は告発を受けた場合で、極めて悪質であると市長等が認めたとき。

オ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると市長等が認めたとき。

(2) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消することができる。

ア 10(1)又は(2)（ウ及びエに係るものに限る。）の規定による届出を怠ったとき。

イ 資格審査の申請又は変更に関する届出等に際し、虚偽の記載等を行ったとき又は重要な事項について記載等を行わなかったことが判明したとき。

(3) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該業種又は業務について資格者名簿から抹消するものとする。

ア 建設工事にあつては、資格者名簿に登載されている業種についての建設業許可を受けていない者となってから、新たに建設業許可を受けることなく90日を経過したとき。

イ 測量業務にあつては、測量業者登録を受けていない者となってから、新たに測量業者登録を受けることなく90日を経過したとき。

ウ 建築関連コンサルタント業務にあつては、建築士事務所登録を受けていない者となってから、新たに建築士事務所登録を受けることなく90日を経過したとき。

エ 資格者名簿に登載されている業種又は業務について、その営業を廃止したとき又は当該資格者名簿からの抹消を申し出たとき。

#### 1.2 資料提出等の請求

市長等は、必要があると認めるときは、この公示に定めるもののほか、資格審査を申請した者

に対し、その都度、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

### 13 その他

詳細は、令和8年度さいたま市特定調達に係る競争入札参加資格審査申請の手引による。

別表

添付書類	申請区分	建設工事	設計・調査・測量	土木施設維持管理
履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（写し可）【法人のみ対象】		○	○	○
「法人税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の3）（写し可）【法人のみ対象】		○	○	○
「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の2）（写し可）【個人事業主のみ対象】		○	○	○
身分（元）証明書（写し可）【個人事業主のみ対象】		○	○	○
後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書（被補助人にあっては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）（写し可）【個人事業主のみ対象】		○	○	○
欠格事由に関する誓約書【後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書が提出できない個人事業主のみ対象】		○	○	○
経営事項審査の総合評定値通知書の写し		○		
社会保険等の加入確認資料の写し【経営事項審査の総合評定値通知書で社会保険等が「無」の場合又は建設工事を申請しない場合のみ対象】		○		○
建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書（写し可）		○		
建設業許可申請書（様式第一号）及び営業所一覧表（別紙二）の写し		○		
建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）の写し【代理人を設置する場合のみ対象】		○		
資格情報を証明する書類の写し【対象工事を希望する場合のみ対象】		○		
登録状況を証明する書類の写し			○	
申請事業所の写真・案内図【代理人を置く事業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】			○	○

添付書類	申請区分	建設工事	設計・調査・測量	土木施設維持管理
	組合員名簿、役員名簿【中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合のみ対象】		○	○
行政書士委任状【行政書士による代理申請の場合のみ対象】		○	○	○
委任状【代理人を設置する場合のみ対象】		○	○	○
さいたま市の市税納税証明書（写し可）【さいたま市内に事業所等を有する場合のみ対象】		○	○	○
資本関係・人的関係調書		○	○	○
申請情報調書		○	○	○

### さいたま市公告（調達）第31号

#### さいたま市水道局公告（調達）第7号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和8年4月1日から令和9年3月31日の間において、さいたま市及びさいたま市水道局が発注する物品の製造の請負、買入れ、借入れ、修理及び売払い、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務並びに建築物の管理に関する業務の委託（以下「物品等」という。）の特定調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその申請方法を定めたので、さいたま市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成15年さいたま市規則第132号）第3条及びさいたま市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成15年水道部企業管理規程第23号）第3条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年2月16日

さいたま市長 清水 勇 人  
さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

#### 1 資格審査の申請区分

さいたま市の特定調達契約に係る競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）は、次表に掲げる業種に係る営業品目ごとに行う。

物品の販売	物品の賃貸	物品の買受け
印刷の請負	電子計算に関する業務	催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務
建築物の管理に関する業務		

## 2 競争入札に参加することができる者

令和8年度競争入札に参加することができる者は、資格審査を受け、特定調達契約に係る競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。なお、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に登載されている者については、資格審査を受け、資格者名簿に登載された者とみなす。

## 3 競争入札に参加することができない者

(1) 資格者名簿に登載された者（以下「名簿登載者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札に参加することができない。

ア 施行令第167条の4第1項(施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項(施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により、さいたま市の競争入札に参加させないこととされた者

ウ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、その事業活動を支配している場合、その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、さいたま市長及びさいたま市水道事業管理者（以下「市長等」という。）が不適格であると認める者

(2) 名簿登載者が、許可、認可又は登録等（以下「登録等」という。）を営業の要件とする営業品目について登録等を受けていないときは、当該営業品目に係る競争入札に参加することができない。

## 4 資格審査を受けることができない者

(1) 3の競争入札に参加することができない者として定められた要件のいずれかに該当する者

(2) 申請日前2年間に於いて、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

(3) 11(2)エ又はオに該当する者として抹消され、当該抹消の日から3年を経過しない者

(4) 国税（消費税及び地方消費税並びに法人にあつては法人税、個人事業主にあつては申告所得税及び復興特別所得税）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者

(5) 地方税（法人にあつては法人市民税、個人事業主にあつては個人市民税。ただし、さいたま市内に営業所を有する場合等に限る。）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者

(6) 令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿に登載されている営業品目について、資格審査を受けようとする者

## 5 資格審査の申請方法等

### (1) 申請方法

ア 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として、電子情報処理組織（市長等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子

計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して資格審査の申請(以下「電子申請」という。)をするものとする。

イ 申請者は、別表に掲げる書類(以下「提出書類」という。)を添えて、市長等に電子申請するものとする。ただし、申請者が外国で事業を営む者である場合には、提出書類のうち、提出が著しく困難であると市長等が認めるものについて、市長等が指定する書類をもってこれに代えること又は提出を省略することができる。

ウ 電子申請に使用できる漢字は、J I S第一水準及び第二水準とする。申請内容(人名及び法人名を含む。)においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は片仮名に置き換えるものとする。

## (2) 申請書類等の取得方法

申請者に対し、次のとおり資格審査に関する申請書類(以下「申請書類」という。)等を配布する。

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

## (3) 資格審査の申請受付

### ア 受付期間

本公告日から令和9年3月31日まで

### イ 受付方法

さいたま市電子申請・届出サービスを利用した電子申請とする。

### ウ 提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市財政局契約管理部契約課

## (4) 資格審査の申請に使用する言語等

ア 申請は、日本語で記載すること。

イ 提出書類等のうち、外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記又は添付すること。

ウ 提出書類等のうち、外国貨幣で表示してあるものは、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算したものを付記又は作成すること。

## 6 資格審査基準日

申請日直近の決算日(決算手続きが終了している日付のもの)を審査基準日とする。ただし、各提出書類について、別に定める基準日がある場合はこれに従うものとする。

## 7 代理人

(1) 申請者又は名簿登載者は、委任状を市長等に提出することにより、代理人を置くことができる。

(2) 代理人は業種ごとに置くことができる。ただし、その数は1業種につき1人とする。

## 8 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

### (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格認定の日から令和9年3月31日まで

### (2) 有効期間の更新手続

競争入札参加資格の更新を希望する者に係る更新手続等については、その年度ごとに公示する

ので当該公示に基づき申請すること。

## 9 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格の審査結果については、さいたま市電子申請・届出サービスにより通知する。

## 10 変更等の届出

(1) 名簿登載者は、申請内容について変更が生じたときは、直ちにその事実を証明する書類を添えて市長等に届け出るものとする。

(2) 名簿登載者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて市長等に届け出るものとする。

ア 3(1)アに該当する者となったとき。

イ 法人が解散又は個人事業主が死亡したとき。

ウ 営業停止命令を受けたとき。

エ 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。

オ 金融機関に取引を停止されたとき。

## 11 資格者名簿からの抹消

(1) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消するものとする。

ア 3(1)に該当する者となったとき。

イ 法人の解散又は個人事業主の死亡を確認してから90日を経過したとき。

ウ 金融機関に取引を停止されたとき。

(2) 市長等は、名簿登載者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消することができる。

ア 10(1)又は(2)(ウ及びエに係るものに限る。)の規定による届出を怠ったとき。

イ 資格審査の申請又は変更に関する届出等に際し、虚偽の記載等を行ったとき又は重要な事項について記載等を行わなかったことが判明したとき。

ウ 営業に関し必要な登録等の取消しを受けたとき。

エ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号の規定に違反して公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は告発を受けた場合で、極めて悪質であると市長等が認めたとき。

オ 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第2項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると市長等が認めたとき。

(3) 市長等は、名簿登載者が次のいずれかに該当するときは、その者を当該業種、営業品目について資格者名簿から抹消するものとする。

ア 登録等を営業の要件とする物品の調達又は業務にあつては、登録等を受けていない者となつてから、新たに登録等を受けることなく90日を経過したとき。

イ 資格者名簿に登載されている業種等について、その営業を廃止したとき又は資格者名簿からの抹消を申し出たとき。

## 12 資料提出等の請求

市長等は、必要があると認めるときは、この公示に定めるもののほか、資格審査を申請した者に対し、その都度、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

### 13 その他

詳細は、令和8年度さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加資格審査申請の手引による。

別表

「法人税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の3）（写し可）【法人のみ対象】
「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の2）（写し可）【個人事業主のみ対象】
履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（写し可）【法人のみ対象】
申請日直前一事業年分の決算書類の写し（表紙（法人名、会計期間の記載のあるもの）、貸借対照表、損益計算書。ただし単独決算のものに限る。）【法人のみ対象】
身分（元）証明書（写し可）【個人事業主のみ対象】
申請日直前一年分の所得税確定申告書の添付書類の写し（青色申告者は所得税青色申告決算書（表紙、月別売上（収入金額）及び仕入金額、貸借対照表）、白色申告者は収支内訳書）【個人事業主のみ対象】
申請日現在有効な許可、認可又は登録等の証明書等の写し
申請情報調書
委任状【代理人を設置する場合のみ対象】
同意書
契約実績表
事業所の写真・案内図【代理人を置く事業所の所在地がさいたま市内の場合のみ対象】
行政書士委任状【行政書士による代理申請の場合のみ対象】
組合員名簿、役員名簿【中小企業等協同組合等のみ対象】
さいたま市の市税納税証明書（写し可）【さいたま市内に事業所等を有する場合のみ対象】

○競争入札参加資格審査に関する告示

さいたま市告示第196号

さいたま市水道局告示第17号

令和7・8年度のさいたま市及びさいたま市水道局における競争入札の参加資格に関する追加受付の審査結果について、次のとおり公表する。

令和8年2月2日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

競争入札参加有資格者数（令和8年2月1日名簿新規登録分）

	市内	県内	県外	合計
物品等	5	6	46	57

※主たる営業所の所在地による

○一般競争入札の告示

さいたま市告示第248号

同報系防災行政無線設備保守点検業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第1号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年2月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

同報系防災行政無線設備保守点検業務

(2) 履行場所

さいたま市大宮区天沼町1-893外

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「建築物管理」、営業品目（大分類）「点検・検査業務」内の営業品目（小分類）「通信設備」で掲載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 過去2年間で、国又は地方公共団体の同報系防災行政無線設備に係る保守点検業務契約を締結し、かつ、履行した実績を有する者であること。

### 3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

### 4 入札説明書の交付

入札情報公開システムに掲載する。

#### (1) 交付期間

告示の日から令和8年3月2日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

#### (2) 交付費用

無償

### 5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

#### (2) 受付期間

告示の日から令和8年3月2日（月）まで（休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

### 6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者には、次のとおり交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課

担当 防災対策係 電話 048(829)1127

(2) 交付日時

令和8年3月5日(木) 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年3月6日(金)から令和8年3月13日(金)まで(持参の場合は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。)

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月16日(月) 午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部執務室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 入札の無効  
さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。
- (8) 入札事務を担当する課  
さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市総務局危機管理部危機管理課  
電話 048(829)1125   FAX 048(829)1936
- (9) 業務を担当する課  
さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市総務局危機管理部防災課  
電話 048(829)1127   FAX 048(829)1978
- 8 契約手続等
- (1) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。
- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) 議決の要否  
否
- 8 その他
- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約条項等は、さいたま市総務局危機管理部防災課及びホームページにおいて閲覧できる。  
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第251号

さいたま市保健所・健康科学研究センター総合設備管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
さいたま市保健所・健康科学研究センター総合設備管理業務
- (2) 履行場所  
さいたま市中央区鈴谷7-5-12   さいたま市保健所・健康科学研究センター
- (3) 業務概要  
仕様書のとおり
- (4) 履行期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「建築物管理」の等級区分がA級、かつ、営業品目「点検・検査業務」又は、営業品目「運転業務」のいずれか1業務以上で掲載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (4) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 令和2年度以降、1年以上の期間において、次に掲げる建物内の設備機器等の維持管理業務を元請けとして履行した実績を有する者であること。
  - ア 主たる業務として、生物系又は化学系の実験、検査及び研究を行う延べ床面積3,000㎡以上の研究施設
  - イ 手術室を有する延べ床面積3,000㎡以上病院施設
  - ウ 上記ア及びイの複合施設にあっては、当該研究施設部分又は病院施設部分が延べ床面積3,000㎡以上の施設
- (6) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (7) 業務従事者として、次に掲げる全ての資格を有する者を当施設内に契約履行開始日から配置することができる者であること。

なお、1人が2つ以上の資格を有しているかは問わない。ただし、エについては公害防止主任者（大気関係）と公害防止主任者（大気関係）の代理人を配置すること。

  - ア 電気事業法（令和2年6月12日法律第49号改正）第44条に規定する電気主任技術者（第3種以上）
  - イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第97条 労働安全衛生規則及びボイラー及び圧力容器安全規則（令和5年厚生労働省令第157号 令和5年12月21日改正）に規定するボイラー技士（2級以上）
  - ウ 消防法（昭和23年法律第186号）第13条の2（令和5年4月1日改正）に規定する危険物取扱者（乙種第4類又は甲種）
  - エ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（令和2年12月28日財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号改正）に規定する公害防止管理者（大気関係）又は埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）第11

6条（平成30年3月30日条例第11号改正）に規定する公害防止主任者（大気関係）

(8) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第6条第1項（令和3年政令第347号 令和4年4月1日改正）に規定する建築物環境衛生管理技術者を選任できる者であること。

(9) 当施設に設置されている中央監視装置と受託者の遠隔監視センター内の装置（以下「遠隔監視装置」という。）を相互に接続するため、次の条件を満たす者であること。

ア 中央監視装置として設置する「SAVIC-net EV(model 30:管理点数3,000点登録)」との接続が適切に保証されている「SAVIC-net EV(model 30以上)」、「SAVIC-net 50EV」又は「SAVIC-net 80EV」のいずれかの機種を遠隔監視装置として1か所の遠隔監視センター内に2台以上配置でき、相互にバックアップを行うことが可能であること。

イ 中央監視装置と遠隔監視装置を常時接続及び監視を行い、運転停止・設定及びスケジュール変更等の一連の遠隔監視操作を行うことが可能であること。

ウ 遠隔監視センターは、受託者の自社資産及び社員で管理運営され、24時間365日の間、迅速かつ的確に対応できる体制であること。

エ 履行開始日までに、中央監視装置と支障なく接続及び監視ができる体制をとることができること。

### 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健衛生局保健所保健所管理課  
担当 管理係 電話 048(840)2205

#### (2) 交付期間

告示の日から令和8年2月27日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

#### (3) 交付方法

CD-R

#### (4) 交付費用

無償

### 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

#### (2) 受付期間

告示の日から令和8年3月3日（火）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和8年3月5日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月12日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健所2階第1研修室A

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月12日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範

圏内で同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷7-5-12   さいたま市保健衛生局保健所保健所管理課  
電話 048(840)2205   FAX 048(840)2228

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局保健所保健所管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第231号**

さいたま市生活困窮者等家計改善支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年2月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市生活困窮者等家計改善支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目（大分類）「その他の業務」の営業品目（小分類）「人材派遣業務」若しくは「その他業務」で掲載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 地方公共団体において、生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（平成27年厚生労働省社会・援護局長通知社援発0727第2号別紙）に基づく家計改善支援事業の実績を有している者であること。

### 3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

### 4 入札説明書の交付

入札情報公開システム及びさいたま市ホームページに掲載する。

- (1) さいたま市ホームページアドレス

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p127724.html>

- (2) 交付期間

告示の日から令和8年2月20日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 交付費用

無償

### 5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に掲載されている者であっても、入札期日において

確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

4(2)に同じ

6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4   さいたま市福祉局生活福祉部生活福祉課  
担当 自立支援係   電話 048(829)1846

(2) 交付日時

令和8年2月25日(水) 午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年2月27日(金)から令和8年3月3日(火)まで(持参の場合は、休日を除く午前9時から午後4時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。)

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

さいたま市浦和区常盤 6-4-4   さいたま市福祉局生活福祉部生活福祉課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月5日(木) 午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4   さいたま市福祉局生活福祉部福祉総務課

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市福祉局生活福祉部福祉総務課  
電話 048（829）1252   FAX 048（829）1961

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市福祉局生活福祉部生活福祉課  
電話 048（829）1846   FAX 048（829）1961

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 特記事項

本契約は、令和8年度歳入歳出予算が令和8年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和8年4月1日までに確定させる。

10 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市福祉局生活福祉部生活福祉課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第232号**

さいたま市生活保護等就労支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年2月6日

さいたま市長 清水 勇 人

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

さいたま市生活保護等就労支援業務

### (2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 外

### (3) 業務概要

仕様書のとおり

### (4) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目（大分類）「その他の業務」内の営業品目（小分類）「人材派遣業務」又は「その他業務」で掲載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 開札日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 開札日において、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 過去に、人口 2 0 万人以上の地方公共団体において、生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（平成 2 7 年厚生労働省社会・援護局長通知社発 0 7 2 7 第 2 号別紙）に基づく被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援事業（一般事業）の事業実績を有している者であること。

## 3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和 7 年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

## 4 入札説明書の交付

入札情報公開システム及びさいたま市ホームページに掲載する。

- (1) さいたま市ホームページアドレス

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p128028.html>

- (2) 交付期間

告示の日から令和8年2月20日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 交付費用

無償

## 5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

- (2) 受付期間

4(2)に同じ

## 6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

- (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局生活福祉部生活福祉課  
担当 自立支援係 電話 048(829)1846

- (2) 交付日時

令和8年2月25日（水）午前9時から午後4時まで

- (3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

## 7 入札手続等

- (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札書の提出方法及び提出期間

### ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年2月27日（金）から令和8年3月3日（火）まで（持参の場合は、休日を除く午前9時から午後4時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局生活福祉部生活福祉課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月5日（木）午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局生活福祉部福祉総務課

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局生活福祉部福祉総務課  
電話 048（829）1253 FAX 048（829）1961

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市福祉局生活福祉部生活福祉課  
電話 048（829）1846 FAX 048（829）1961

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 特記事項

本契約は、令和8年度歳入歳出予算が令和8年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和8年4月1日までに確定させる。

## 10 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約条項等は、さいたま市福祉局生活福祉部生活福祉課及びホームページにおいて閲覧できる。  
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

### さいたま市告示第243号

さいたま市保育コンシェルジュ要員派遣業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年2月9日

さいたま市長 清水 勇 人

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
さいたま市保育コンシェルジュ要員派遣業務
- (2) 履行場所  
仕様書のとおり
- (3) 業務概要  
仕様書のとおり
- (4) 派遣期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「催物、映画、広告、その他の業務」営業品目（大分類）「その他の業務」内の営業品目（小分類）「人材派遣業務」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 過去3年以内に、国又は地方公共団体と保育に関する相談や保護者対応を業務内容に含む業務

委託又は労働者派遣契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

### 3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

### 4 入札説明書の交付

入札情報公開システムに掲載する。

#### (1) 交付期間

告示の日から令和8年2月24日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

#### (2) 交付費用

無償

### 5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

#### (2) 受付期間

告示の日から令和8年2月24日（火）まで（休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

### 6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。

### 7 入札手続等

#### (1) 入札方法

単価で行う。消費税及び地方消費税を含まない1人1時間当たりの金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。また、支払金額は、落札価格に履行した業務数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とする。

#### (2) 入札書の提出方法及び提出期間

##### ア 提出方法

電子入札システムにより行うこと。

##### イ 提出期間

令和8年3月2日（月）から令和8年3月6日（金）まで（休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

#### (3) 開札の日時及び場所

##### ア 日時

令和8年3月9日（月）午前11時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市子ども未来局子育て未来部保育施設支援課

(4) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定業務数量を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市子ども未来局子育て未来部幼児政策課

電話　048（829）1885　FAX　048（829）2516

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市子ども未来局子育て未来部保育施設支援課

電話　048（829）1859　FAX　048（829）2516

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（支払限度額）の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(4) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局子育て未来部保育施設支援課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第267号**

さいたま市産業振興会館清掃等業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年2月12日

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

さいたま市産業振興会館清掃等業務

### (2) 履行場所

さいたま市北区日進町2-1915-4

### (3) 業務概要

仕様書のとおり

### (4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「建築物管理」、営業品目（大分類）「管理業務」内の営業品目（小分類）「清掃」、等級区分がA級で掲載され、本市内に本店を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号の「建築物清掃業」又は同条同項第8号の「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けている者であること。

- (7) 過去2年間に2回以上、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体の建築物清掃業務（1,000㎡程度以上）の履行実績を有する者であること。

- (8) 緊急連絡時に45分以内に履行場所に到着することができる者であること。

## 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所

さいたま市北区日進町2-1915-4 さいたま市経済局商工観光部経済政策課産業振興  
会館

担当 産業振興会館 電話 048(652)6811

(2) 交付期間

令和8年2月16日(月)から令和8年2月27日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時00分から午後5時00分まで)

(3) 交付方法

紙

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

2の競争入札参加資格を有し、本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和8年3月3日(火)午前9時00分から午後5時00分まで。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒(定型郵便物の範囲内に限る)に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和8年3月11日(水) 必着

書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒331-0823 さいたま市北区日進町2-1915-4 さいたま市経済局商工観光部経済政策課産業振興会館

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月13日(金) 午後2時00分

イ 場所

さいたま市北区日進町2-1915-4 さいたま市産業振興会館大会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月13日(金) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(7) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(8) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部経済政策課

電話 048(829)1363 FAX 048(829)1944

(10) 業務を担当する課

さいたま市北区日進町2-1915-4 さいたま市経済局商工観光部経済政策課産業振興

会館

電話 048(652)6811 FAX 048(652)6819

## 7 契約手続等

### (1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 議決の要否

否

## 8 特記事項

本契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約により契約を締結するため、当該契約を締結した会計年度の翌年度以降のさいたま市歳出予算における当該契約金額に基づく予算措置がなされない場合は、本契約を変更又は解除する場合がある。

## 9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市経済局商工観光部経済政策課産業振興会館及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第257号

さいたま市見沼グリーンセンター管理清掃業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

さいたま市見沼グリーンセンター管理清掃業務

### (2) 履行場所

さいたま市北区見沼2-94

### (3) 業務概要

仕様書のとおり

### (4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「建築物管理」の等級区分がA級で営業品目（大分類）「管理業務」、営業品目（小分類）「清掃」及び「人間警備」で掲載され、本市内に本店を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合にあつては、その組合員が同一入札に参加していない者であること。
- (7) 本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号の建築物清掃業又は同条同項第8号の建築物環境衛生総合管理業の登録を受けている者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市北区見沼2-94 さいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンター  
担当 管理係 電話 048(664)5915

#### (2) 交付期間

令和8年2月16日（月）から令和8年2月27日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

#### (3) 交付費用

無償

### 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に掲載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
    - ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
    - イ 入札説明書に定める書類
  - (2) 受付期間  
3(2)に同じ
  - (3) 受付場所  
3(1)に同じ
  - (4) 提出方法  
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所  
3(1)に同じ
  - (2) 交付日時  
令和8年3月3日(火) 午前9時から午後5時まで
  - (3) その他  
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。  
なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。
- 6 入札参加資格の有無の再確認
- 入札参加資格がない旨の競争入札参加資格確認結果通知書を受けた者は、令和8年3月6日(金)までにさいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンターに入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。
- 7 入札手続等
- (1) 入札方法  
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先
    - ア 受領期限  
令和8年3月10日(火) 書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。
    - イ 送付先  
〒331-0803 さいたま市北区見沼2-94 さいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンター
  - (3) 入札の日時及び場所
    - ア 日時

令和8年3月12日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市北区見沼2-94 さいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンター大会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月12日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(3)イに同じ

(6) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(7) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 施行令第167条の4に定める入札参加資格がない者がした入札

イ 入札者の記名押印若しくは記載すべき事項の記載のない入札又は記入事項若しくは印影の判読できない入札

ウ 記載事項（金額を除く。）の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札

エ 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札

オ 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 金額を訂正した入札書による入札

ク 電報、電話、ファクシミリ及び入札場所以外に持参された入札書による入札

ケ 虚偽の一般競争入札参加申込兼資格確認申請書を提出した者がした入札

コ 最低制限価格に満たない入札

サ 受領期限までに到達しなかった入札書による入札

シ 7(2)及び入札説明書に規定した方法によらずに送付された入札書による入札

(9) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局農業政策部農業政策課

電話 048(829)1376 FAX 048(829)1944

(10) 業務を担当する課

さいたま市北区見沼2-94 さいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンター

電話 048(664)5915 FAX 048(651)0962

## 8 入札に関する注意事項

### (1) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。入札参加者が入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出しなければならない。ただし、入札書等の到達後の入札辞退は認めないものとする。

### (2) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

### (3) その他

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

## 9 契約手続等

### (1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 議決の要否

否

## 10 支払条件

暦月を単位として、請求に応じて支払うものとする。なお、詳細については落札者決定後、協議を行う。

## 11 特記事項

本契約は、令和8年度歳入歳出予算が令和8年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において、令和8年4月1日に確定させる。

## 12 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンター及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第270号

軽乗用ハイブリッド自動車賃貸借（令和8年度導入）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。第167条の6の規定に

基づき公告する。

令和8年2月12日

さいたま市長 清水 勇 人

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

軽乗用ハイブリッド自動車賃貸借（令和8年度導入）

### (2) 借入場所

入札説明書のとおり

### (3) 数量・特質等

ア 数量 2台

イ 特質 仕様書のとおり

### (4) 借入期間

① 令和8年7月1日から令和13年6月30日まで（1台）

② 令和8年7月2日から令和13年7月1日まで（1台）

## 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和7・8年度競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「賃貸」、営業品目（大分類）「車輛・船舶・バイク・自動車」内の営業品目（小分類）「乗用自動車」及び「ハイブリッド自動車」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 令和元年度以降に、履行期間が5年以上のメンテナンス付き自動車賃貸借契約で年間1台以上の契約の履行を完了した実績を有する者であること。

## 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を電子で交付するものとする。

### (1) 交付場所

さいたま市中央区下落合 5-7-10   さいたま市建設局南部建設事務所   下水道管理課  
担当 料金係 電話 048(840)6248

(2) 交付期間

告示の日から令和8年2月26日(木)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和8年2月26日(木)までに書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒338-8686   さいたま市中央区下落合 5-7-10   さいたま市建設局南部建設事務所下水道管理課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和8年3月3日(火)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価(月額)で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの1台の額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算し

た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和8年3月5日（木）までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月6日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市中央区下落合5-7-10 さいたま市建設局南部建設事務所 入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月6日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区下落合5-7-10 さいたま市建設局南部建設事務所下水道管理課  
電話 048(840)6248 FAX 048(840)6269

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

## 8 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることができない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市建設局南部建設事務所下水道管理課及びホームページにおいて閲覧できる。  
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 契約の相手方とは、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約により契約を締結する。従って、契約期間中であっても、予算の減額又は削除があった場合は、協議の上、この契約を変更又は解除することができる。
- (5) 詳細は、入札説明書による。

### さいたま市告示第252号

さいたま市中央区役所空調設備等保守管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名  
さいたま市中央区役所空調設備等保守管理業務
- (2) 履行場所  
さいたま市中央区下落合5-7-10外
- (3) 業務概要  
入札説明書、仕様書のとおり
- (4) 履行期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

#### 2 一般競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「建築物管理」、営業品目（大分類）「運転業務」内の営業品目（小分類）「受変電・非常電源・負荷・電気保安管理」、「空調機械」、「ボイラー」及び「給排水衛生設備」、等級区分がA級で登載され、本市内に本社を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこと

とされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 過去5年間に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と延床面積5,000㎡以上の施設における同業務の契約を1回以上締結し、かつ、履行した実績を有する者であること。

### 3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

### 4 入札説明書の交付

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

さいたま市ホームページ URL

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p127580.html>

#### (1) 交付期間

告示の日から令和8年2月27日（金）まで

#### (2) 交付費用

無償

### 5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

入札説明書に記載のとおりとする。

#### (2) 提出期間

告示の日から令和8年2月27日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

### 6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者には、次のとおり交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市中央区下落合5-7-10 さいたま市中央区役所区民生活部総務課

電話 048-840-6013

(2) 交付日時

令和8年3月6日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用定形封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年3月11日（水）から令和8年3月16日（月）まで（持参の場合は、休日を除く午前9時から午後4時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒338-8686 さいたま市中央区下落合5-7-10 さいたま市中央区役所区民生活部総務課

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月17日（火）午前10時00分

イ 場所

6(1)に同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行っ

た者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区下落合5-7-10 さいたま市中央区役所区民生活部総務課

電話 048(840)6013 FAX 048(840)6160

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市中央区役所区民生活部総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

### さいたま市告示第253号

さいたま市中央区役所駐車場管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市中央区役所駐車場管理業務

(2) 履行場所

さいたま市中央区下落合5-7-10

(3) 業務概要

入札説明書、仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 一般競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(物品等)(以下

「名簿」という。)の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「建築物管理」、営業品目(大分類)「管理業務」内の営業品目(小分類)「駐車場管理」、等級区分がA級又はB級で登載され、本市内に本社を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 過去5年間に、国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体と、当該業務と種類及び規模(駐車台数35台以上)を同じくする契約を1回以上締結し、かつ、履行した実績を有する者であること。

### 3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準(令和7年さいたま市制定)に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書(ICカード)を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

### 4 入札説明書の交付

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

さいたま市ホームページ URL

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p127581.html>

(1) 交付期間

告示の日から令和8年2月27日(金)まで

(2) 交付費用

無償

### 5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 提出期間

告示の日から令和8年2月27日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者については、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市中央区下落合5-7-10　さいたま市中央区役所区民生活部総務課  
電話　048-840-6013

(2) 交付日時

令和8年3月6日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用定形封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年3月11日（水）から令和8年3月16日（月）まで（持参の場合は、休日を除く午前9時から午後4時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒338-8686　さいたま市中央区下落合5-7-10　さいたま市中央区役所区民生活部総務課

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月17日（火）午前10時10分

イ 場所

6(1)に同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区下落合5-7-10 さいたま市中央区役所区民生活部総務課

電話 048(840)6013 FAX 048(840)6160

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市中央区役所区民生活部総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

**さいたま市告示第229号**

さいたま市浦和区役所保健センター設備管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年2月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市浦和区役所保健センター設備管理業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-18

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「建築物管理」の等級区分が A 級で登載され、かつ、本市内に本店を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 中小企業等協同組合法（昭和 2 4 年法律第 1 8 1 号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 8 5 号）に基づく協業組合にあつては、その組合員が同一入札に参加していない者であること。

(7) 令和 4 年度以降に本市又はその他官公庁で、浦和区役所保健センター設備管理業務と同種同規模（延床面積 5, 5 0 0 m<sup>2</sup>以上）の業務を契約締結し履行実績を有する者であること。

(8) 本入札の告示日において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 4 5 年法律第 2 0 号）第 1 2 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けている者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-18 さいたま市浦和区役所健康福祉部保健センター  
担当 保健指導係 電話 048(824)3971

(2) 交付期間

告示の日から令和8年2月24日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付方法

電子メールにより交付するものとする。入札説明書の交付を希望する者は、上記3(1)に本件入札を担当する者の連絡先（氏名、所属、電話番号、電子メールアドレス）が記載された書類（名刺可）を持参し、担当へ提出するものとする。

(4) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和8年2月26日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の競争入札参加資格確認結果通知書を受けた者は、令和8年3月3日（火）までに、さいたま市浦和区役所健康福祉部保健センターに入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月16日(月)午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-18 さいたま市浦和区役所保健センター5階大会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月16日(月)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加できない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。再度入札は、1回とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市浦和区役所健康福祉部福祉課  
電話 048(829)6121 FAX 048(829)6238

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-18 さいたま市浦和区役所健康福祉部保健センター  
電話 048(824)3971 FAX 048(825)7405

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市浦和区役所健康福祉部保健センター及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

### さいたま市告示第260号

さいたま市立小・中・特別支援学校固定電話通信サービス契約について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年2月10日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立小・中・特別支援学校固定電話通信サービス契約

(2) 履行場所

さいたま市浦和区岸町4-1-29外 さいたま市立高砂小学校外162校

(3) 業務概要

入札説明書のとおり

(4) 履行期間

令和8年5月1日から令和10年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業務区分「販売」、営業品目「通信放送機器」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要

綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 電気通信事業法（昭和59年法律第82号）第9条の規定による総務大臣の登録を受けているもの。

(5) 契約期間中に安定的かつ確実に固定電話通信サービスを提供することができる者であること。

### 3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

### 4 入札説明書の交付

入札情報公開システムに掲載する。

#### (1) 交付期間

告示の日から令和8年3月3日（火）まで

#### (2) 交付費用

無償

### 5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

#### (2) 受付期間

告示の日から令和8年3月3日（火）午後4時まで

### 6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市教育委員会事務局管理部教育財務課  
担当 財務係 電話 048（829）1635

#### (2) 交付日時

令和8年3月9日（月）午前9時から午後4時まで

#### (3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に140円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

### 7 入札手続等

#### (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の

10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年3月16日（月）午前9時から令和8年3月17日（火）午後4時まで（持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育財務課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月18日（水）午前11時20分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育総務課  
電話 048(829)1623 FAX 048(829)1989

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局管理部教育財務課  
電話 048(829)1635 FAX 048(829)1989

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局管理部教育財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

### さいたま市告示第273号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年2月12日

さいたま市長 清水 勇 人

#### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名

- ア 西・北区内学校給食用廃油売却（単価契約）
- イ 大宮・見沼区内学校給食用廃油売却（単価契約）
- ウ 中央・桜区内学校給食用廃油売却（単価契約）
- エ 浦和・南区内学校給食用廃油売却（単価契約）
- オ 緑・岩槻区内学校給食用廃油売却（単価契約）

(2) 履行場所

- ア 1(1)アの売却 さいたま市西区大字西遊馬189-1 外
- イ 1(1)イの売却 さいたま市大宮区大門町3-3 外
- ウ 1(1)ウの売却 さいたま市中央区本町東3-5-23 外
- エ 1(1)エの売却 さいたま市浦和区岸町4-1-29 外
- オ 1(1)オの売却 さいたま市緑区大字三室1994 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和8年4月8日から令和9年3月31日まで

#### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下

「名簿」という。)の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「買受け」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約実績があることを証明した者であること。

### 3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

### 4 入札説明書の交付

さいたま市ホームページ及び埼玉県入札情報公開システムに掲載する。

(1) 交付期間

告示の日から令和8年2月26日（木）まで

(2) 交付費用

無償

### 5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

告示の日から令和8年2月26日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

## 6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者については、次のとおり交付するものとする。

### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部おいしい給食サポート課

担当 給食会計係 電話 048(829)1591

### (2) 交付日時

令和8年3月5日(木) 午前8時30分から午後5時15分まで

### (3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

## 7 入札手続等

### (1) 入札方法

競争入札に付する件名ごとに単価で行う。入札金額は、売却物品1L当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 入札書の提出方法及び提出期間

#### ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

#### イ 提出期間

1(1)ア、イの売却 令和8年3月16日(月)

1(1)ウ、エ、オの売却 令和8年3月17日(火)

(持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。)

#### ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部おいしい給食サポート課

### (3) 開札の日時及び場所

#### ア 日時

1(1)アの売却 令和8年3月17日(火) 10時00分

1(1)イの売却 令和8年3月17日(火) 10時20分

1(1)ウの売却 令和8年3月18日(水) 10時00分

1(1)エの売却 令和8年3月18日(水) 10時20分

1(1)オの売却 令和8年3月18日(水) 10時40分

## イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部おいしい給食サポート課

### (4) 入札保証金

見積もった金額の 100 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 13 年さいたま市規則第 66 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 13 条に該当する入札は無効とする。

### (7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部おいしい給食サポート課

電話 048 (829) 1591 FAX 048 (829) 1990

## 8 契約手続等

### (1) 契約保証金

落札者となった件名ごとの契約金額に仕様書で定める予定数量を乗じた額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 議決の要否

否

## 9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育部おいしい給食サポート課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第 265 号

館岩少年自然の家浄化槽維持管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 2 月 10 日

さいたま市長 清水 勇 人

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

館岩少年自然の家浄化槽維持管理業務

- (2) 履行場所  
福島県南会津郡南会津町宮里字向山 2 8 4 7 - 1 さいたま市教育委員会館岩少年自然の家
  - (3) 業務概要  
仕様書のとおり
  - (4) 履行期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- 2 競争入札参加資格に関する事項
- 本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。
- (1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「建築物管理」、営業品目（大分類）「点検・検査業務」内の営業品目（小分類）「浄化槽保守点検」で掲載されている者であること。
  - (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
    - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者
    - イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
  - (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
  - (4) 本入札の告示日において、福島県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和 6 0 年福島県条例第 3 6 号）第 2 条第 1 項の福島県浄化槽保守点検業者の登録を受けている者で、次のいずれかの条件に該当する者であること。
    - ア 南会津町が営業区域市町村に登録された者
    - イ 南会津町が営業区域市町村に登録されていない者において、同条例に基づく浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書により営業区域市町村の追加手続きを行った者
  - (5) 本業務に対応する浄化槽法（昭和 5 8 年法律第 4 3 号）第 1 0 条第 2 項の規定による技術管理者を配置できる者であること
- 3 入札説明書の交付
- 本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
    - ア 福島県南会津郡南会津町宮里字向山 2 8 4 7 - 1 さいたま市教育委員会館岩少年自然の家  
担当 管理係 電話 0 2 4 1 ( 7 8 ) 2 3 1 1
    - イ さいたま市ホームページからダウンロード  
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p127288.html>
  - (2) 交付期間  
告示の日から令和 8 年 2 月 2 5 日（水）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後

4時まで)

- (3) 交付費用  
無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書  
イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

郵送（書留郵便（簡易書留郵便を含む。））とし、受付期間内必着とする。）

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和8年3月6日（金）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月17日（火）午後2時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所第二別館1階第1会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月17日（火）入札終了後、直ちに行う。

#### イ 場所

6(2)イに同じ

#### (5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

#### (6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### (7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

#### (8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課

電話 048(829)1646 FAX 048(829)1990

#### (9) 業務を担当する課

福島県南会津郡南会津町宮里字向山2847-1 さいたま市教育委員会館岩少年自然の家

電話 0241(78)2311 FAX 0241(78)2313

### 7 契約手続等

#### (1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

#### (2) 契約書作成の要否

要

#### (3) 議決の要否

否

### 8 特記事項

本契約は、令和8年度歳入歳出予算が令和8年3月31日までにさいたま市議会で可決された場合において令和8年4月1日に確定させる。

### 9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、さいたま市教育委員会館岩少年自然の家及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第268号

さいたま市政務活動費の用途に関する調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地

方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年2月12日

さいたま市長 清水 勇 人

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 件名

さいたま市政務活動費の使途に関する調査業務

### (2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書総務課

### (3) 業務概要

入札説明書のとおり

### (4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目（大分類）「催物等」内の営業品目（小分類）「その他催物関連業務」又は業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目（大分類）「その他の業務」内の営業品目（小分類）「その他業務」又は「集計・調査、企画研究、計画策定業務」又は「水道検針料金収納等業務」で掲載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 公認会計士、税理士又は弁護士のいずれかの者をもって業務を遂行できる者であること。

## 3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札シ

システムで利用可能な電子証明書（ＩＣカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

#### 4 入札説明書の交付

##### (1) 交付方法

- ア 入札情報公開システムに掲載する。
- イ さいたま市ホームページからダウンロード

##### (2) 交付期間

告示の日から令和８年２月２６日（木）まで

##### (3) 交付費用

無償

#### 5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

##### (1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

##### (2) 受付期間

告示の日から令和８年２月２７日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前９時から午後４時まで）

#### 6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

##### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市議会局総務部秘書総務課  
担当　総務係　電話　０４８（８２９）１７４７

##### (2) 交付日時

令和８年３月３日（火）午前９時から午後４時まで

##### (3) その他

郵送希望者については、５の書類提出時において返信用封筒に１１０円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

#### 7 入札手続等

##### (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

##### (2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年3月5日（木）から令和8年3月9日（月）まで（持参の場合は、休日を除く午前9時から午後5時15分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書総務課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月10日（火）午後1時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書総務課

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書総務課  
電話 048（829）1747 FAX 048（829）1984

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

## 9 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約条項等は、さいたま市議会局総務部秘書総務課及びホームページにおいて閲覧できる。  
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第269号

さいたま市議会だより配布業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年2月12日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名  
さいたま市議会だより配布業務
- (2) 履行場所  
さいたま市全域
- (3) 配布部数  
予定数量2,671,400部（667,850部×4回）
- (4) 履行期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目（大分類）「その他の業務」内の営業品目（小分類）「広報紙新聞折り込み及び配布業務」で掲載されており、かつ、本市内に本社又は支社若しくは営業所等の拠点を有している者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。  
ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者  
イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが

なされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 開札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 年度4回以上発行する印刷物を、その行政区域の全世帯（世帯数15万世帯以上）に配布する旨の契約を締結し、履行した実績を有する者であること。

### 3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

### 4 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

#### (1) 交付方法

ア 入札情報公開システムに掲載する。

イ さいたま市議会ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/gikai/005/keiyaku/index.html>

#### (2) 交付期間

本入札の告示日から令和8年2月26日（木）まで

#### (3) 交付費用

無償

### 5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

#### (1) 提出書類

入札説明書に記載のとおりとする。

#### (2) 受付期間

本入札の告示日から令和8年2月27日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時00分から午後4時00分まで）

### 6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書総務課  
担当 広報係 電話 048(829)1748

#### (2) 交付日時

令和8年3月3日（火）午前9時00分から午後4時00分まで

#### (3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

## 7 入札手続等

### (1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、配布件数1件当たりにより要する金額を入札書に記載することとし、当該金額（単価）は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 入札書の提出方法及び提出期間

#### ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

#### イ 提出期間

令和8年3月5日（木）から令和8年3月9日（月）まで（持参の場合は、休日を除く午前9時00分から午後4時00分まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

#### ウ 郵送又は持参による場合の入札書の提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書総務課

### (3) 開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和8年3月10日（火）午後2時00分

#### イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市議会局総務部秘書総務課

### (4) 入札保証金

見積もった金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

### (6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、電子くじにより落札者を決定する。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市議会局総務部秘書総務課  
電話 048(829)1747   FAX 048(829)1984

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4   さいたま市議会局総務部秘書総務課  
電話 048(829)1748   FAX 048(829)1984

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 特記事項

本入札に係る契約の効果は、令和8年度予算の成立を要件とする。

10 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市議会局総務部秘書総務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。